

訴 状

2022年1月13日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 小 川 隆 太 郎

同 弁護士 駒 井 知 会

同 弁護士 鈴 木 雅 子

同 弁護士 高 田 俊 亮

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

自由権規約に基づく損害賠償請求事件

訴訟物価額 金 3015万1000円

貼用印紙額 金 11万3000円

目次

第1	請求の趣旨	4
第2	請求の原因	4
1	事案の概要	4
2	日本の入管収容	5
(1)	はじめに	5
(2)	収容令書による収容	5
(3)	退去強制令書による収容	6
(4)	入管収容期間の長期化	6
(5)	2週間仮放免	7
3	原告らに対する入管収容（本件入管収容）	8
(1)	原告デニズについて	8
(2)	原告サファリについて	11
4	恣意的拘禁作業部会及び通報の仕組みについて	15
(1)	恣意的拘禁作業部会	15
(2)	個人通報手続	18
(3)	本件通報の経緯	20
(4)	本件恣意的拘禁作業部会意見の内容	21
5	原告らに対する入管収容が自由権規約第9条に違反すること	24
(1)	自由権規約の国内法的効力	24
(2)	自由権規約第9条第1項が禁止する恣意的拘禁の内容	28
(3)	入管法の規定が自由権規約第9条第1項に違反すること	35
(4)	原告らに対する入管収容が自由権規約第9条第1項に違反すること	36
(5)	入管法の規定及び原告らに対する入管収容が自由権規約第9条第4項に違反すること	44

6	被告は原告らに賠償すべきであること	45
	(1) 自由権規約第9条第5項、同第2条第3項(a)に基づく請求	45
	(2) 国家賠償法第1条に基づく請求	45
	(3) 賠償額	47
7	結語	50

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告デニズ・■■■■■に対し、1522万4000円、並びにうち1292万5000円についてこれに対する令和元年8月2日から支払済みまで年5分の割合による金員、うち78万1000円についてこれに対する令和元年10月25日から支払済みまで年5分の割合による金員、うち151万8000円についてこれに対する令和2年3月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告サファリ・ディマン・ヘイダーに対し、1492万7000円、並びにうち1263万9000円についてこれに対する令和元年7月31日から支払済みまで年5分の割合による金員、うち71万5000円についてこれに対する令和元年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員、うち75万9000円についてこれに対する令和2年1月7日から支払済みまで年5分の割合による金員、うち81万4000円に対する令和2年4月3日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決、並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 事案の概要

原告らは、長期間、出入国在留管理庁（前身の組織を含む）所管の入国者収容所・地方出入国在留管理局（地方入国管理局）の収容場における収容（以下、当該収容一般を「**入管収容**」、原告らに対して行われた収容を「**本件入管収容**」という。）をされたことにより多大なる精神的・肉体的苦痛を受けた。

本件入管収容については、国連人権理事会の特別手続である恣意的拘禁作業部会（以下「**恣意的拘禁作業部会**」という。）に個人通報をした結果、同人らに対し

て行われた本件入管収容は恣意的なものであり、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）第9条等に反し、同人らへの賠償をするよう被告に求める意見（以下「本件恣意的拘禁作業部会意見」という。）が恣意的拘禁作業部会より出された。

本訴訟は、同意見を受けて、自由権規約違反である本件入管収容により原告らの受けた精神的・肉体的苦痛についてしかるべき賠償を求めるものである。なお、原告らに対する本件入管収容は、10年以上の長きに渡り断続的に繰り返されたものの、原告らは、本訴訟においては、そのうち、2016年以降の収容による違法行為を問題とする。

2 日本の入管収容

(1) はじめに

被告によれば、退去強制手続の対象者はすべて収容されることが原則であり（原則収容主義、全件収容主義）、後述のとおり、国際法上求められる合理性・必要性・比例性は収容の要件ではない。

(2) 収容令書による収容

入管法第39条第1項によれば、「入国警備官は、容疑者が第24条各号の1に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書により、その者を収容することができる」とあり（第24条は退去強制事由の列挙である）、同条第2項によれば、「前項の収容令書は、入国警備官の請求により、その所属官署の主任審査官が発付するものとする」とある。

そして、収容令書による収容期間は原則30日以内であるが（入管法第41条第1項）、やむを得ない事由があると認めるときは、「30日を限り延長することができる」とされている。そして、この収容令書の発付手続にも、収容期

間の延長手続にも、司法審査が入ることはない。

(3) 退去強制令書による収容

退去強制令書発付による収容は、入管法第52条第5項にある「入国警備官は、第3項本文の場合において、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる」という文言から、被告が「合理性・必要性・比例性などの要件なく無期限収容が可能」と考えて、無期限収容を実行してきた。

そのため、これまで、多くの難民認定申請者(空港で庇護を求めた者を含む)、日本に家族のある者、安定した居所のある者(永住者等の在留資格を有する者を含む)、本国に生活の基盤を失っている者たちを含む、およそ収容の合理性・必要性・比例性を欠く人間たちを無期限に収容して、彼ら・彼女らの中から、自殺者・自殺未遂者・精神疾患発症者などを多数出してきた背景がある。

(4) 入管収容期間の長期化

特に、コロナ禍が深刻になる2020年春先以前の数年間において、2018年2月28日付け法務省入管局長指示(甲A1)等の悪影響もあり、入管収容は極めて長期化する傾向にあった。

即ち、2019年6月30日時点で、退去強制令書に基づく被収容者は、全国で1253名にも及び、うち、収容期間が6か月以上の長きに及ぶ者は679名、1年以上が531名、2年以上が251名、3年以上収容されていた者が76名にも及んだ(甲A2)。

(5) 2週間仮放免

この極端な長期収容状況の中で、2019年5月頃から全国の入管収容施設で、絶食（ハンガーストライキ）を行って抗議の意思を示す被収容者が現れた。その数は数百名に上ったとの報道もある（甲A3）。

そのさなか、2019年6月24日に、大村入国管理センターにおいて、日本国籍の子どもを持つ、40代のナイジェリア人男性がセンター内に収容されたまま餓死するという事件が発生した（甲A4乃至6）。

そして、それを契機に、（確認されているだけで）2020年7月以降、被告は、絶食等により相当程度（10～20キロ程度）体重を減らした被収容者に対し、2週間程度のみ極めて短期間の仮放免許可を与え、定められた日に逃げることもなく出頭しても、心身の体調が回復していない場合も含め、再び収容するという方策を開始した（以下「**2週間仮放免**」という。）。これに対しては、一部「みせしめ」かとも報道された（甲A7乃至9）。

2週間仮放免の対象となった者の中には、内臓疾患等で身体が壊れるほか、精神疾患を発症する者（或いは悪化させる者）、自殺未遂・自傷行為を繰り返す者、排泄のコントロールが出来ずにおむつ姿になる者、糞尿を身体や施設の壁に塗り付けるようになる者も少なくなかった。

かかる被告の施策に対して、日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会・各弁護士会より抗議声明等が出たほか、国際人権NGOであるアムネスティ・インターナショナル等からも基本的人権の侵害であるとして抗議声明等が出た（甲A10乃至13）。そして、後述の通り、恣意的拘禁作業部会から、この2週間仮放免のみならず、入管収容の制度自体が深刻な国際法違反を来しているとの意見が出された。

3 原告らに対する入管收容（本件入管收容）

（1）原告デニズについて

ア 入管收容の経緯

原告デニズ・■■■■■（以下「原告デニズ」という。）は、2007年5月、関西空港において、上陸を許可され、「短期滞在」（90日）の在留資格を取得した。同人は、庇護を求めて来日したものの、来日当初、本邦に家族や友人といった知人がおらず、それゆえに庇護を得て、本邦に適法に在留し続ける上で必要な手続を了知していなかった。そのため、同人は、難民認定申請や在留資格にかかる変更や更新の申請を行うことができないまま、在留期間満了日である同年8月8日を超えて、本邦に在留し、超過滞在となった。

同人は、2008年4月25日、收容令書を発付され、同月25日から同年6月16日まで、收容令書の執行により東京入国管理局（当時。以下、同じ。）に收容された。その後、同人は、同日（2008年6月16日）、退去強制令書を発付され、同日から仮放免を許可された2009年1月9日まで、退去強制令書の執行により東京入国管理局及び東日本センターに收容された。

また、原告デニズは、2009年12月1日から仮放免を許可された2010年8月18日までの期間及び下記の各期間について、退去強制令書の執行により東京出入国在留管理局・東京入国管理局及び東日本センターに收容された（以下、下記の各期間の收容を「原告デニズ收容①」等と表記する。）。

記

- ①2016年5月15日～2019年8月2日（1175日間）
（2019年8月2日から同月16日までは仮放免）
- ②2019年8月16日～2019年10月25日（71日間）
（2019年10月25日から同年11月7日までは仮放免）
- ③2019年11月7日～2020年3月23日（138日間）

総合計1384日間

イ 原告デニズの健康状態の著しい不良

原告デニズの健康状態は、2016年5月15日の収容開始以降、著しく不良であった。以下、同日以降の収容期間ごとに、同人の健康状態を詳述する。

(ア) 原告デニズ収容①（2016年5月15日～2019年8月2日）

原告デニズは、精神的苦痛に耐えられなくなり、複数回、自殺未遂を図った。また、同人は、右肘周辺、首、右足親指の爪付近の腫れ・痛み、左手の親指の爪の異常、右膝裏の痛み・腫れ等を訴え出た（甲B1）。

(イ) 原告デニズ収容②（2019年8月16日～2019年10月25日）

原告デニズの体重は、前記収容開始時までの数カ月で、ハンガーストライキにより10キログラム以上落ちた。また、原告デニズ収容①と同②の間の仮放免期間中に原告デニズを診断した四谷ゆいクリニックの医師は、原告デニズに拘禁反応の疑いがあると診断した（甲B2）。さらに、同②の収容開始直後に原告デニズを診断した山村淳平医師は、心因反応、抑うつ状態、PTSD疑、胃炎／十二指腸潰瘍疑、及び腰痛症・左足筋肉痛と診断し、今後もひきつづき医療機関に通院することが必要であるとして原告デニズの収容は避けなければならない旨の意見を述べた（甲B3）。

(ウ) 原告デニズ収容③（2019年11月7日～2020年3月23日）

原告デニズ収容②と同③の間の仮放免期間中に原告デニズを診断した四谷ゆいクリニックの医師（同②で述べた医師とは異なる）は、拘禁反応、外傷後ストレス障害、不安、抑うつ、感情のコントロール不能、衝動性、自殺念慮、幻聴、幻視、悪夢等がみられしばらくの間治療が必要であると診断した（甲B4）。また、同じく同②と同③の間の仮放免期間中に原告デニズを診断した山村淳平医師は、前回の診断同様、心因反応、抑うつ状態、PTSD疑、胃炎／

十二指腸潰瘍疑、及び腰痛症・左足筋肉痛と診断した（甲B5）。

ウ 難民認定申請等の経緯

原告デニズは、概要、出身国であるトルコ共和国における少数派であるクルド民族であること、イスラム教少数派のアレヴィー派の信仰及び自らの政治的意見を主な理由として、これまでに以下のとおり難民認定申請、不服申立手続及び訴訟を行ってきた。なお、トルコ共和国出身の難民認定申請者について、世界における難民認定率は2018年時点で45.6%であるところ、日本において難民認定された者は未だ一名もない（甲B6）。

(ア) 1回目の申請に関する手続

2007年12月27日：難民認定申請

2008年 6月10日：難民不認定処分

2008年 6月16日：難民不認定処分通知、難民不認定処分に対する異議申立て

2009年12月22日：異議申立て棄却決定

2010年 1月 4日：異議申立て棄却決定通知

2010年 4月 1日：難民の認定をしない処分取消等請求事件提起

2013年 5月25日：請求棄却判決言渡し

2013年 6月 2日：難民の認定をしない処分取消等請求控訴事件提起

2013年10月19日：控訴棄却判決言渡し

2013年11月 4日：(同日経過により判決確定)

(イ) 2回目の申請に関する手続

2010年 1月 7日：難民認定申請

2011年 3月18日：難民不認定処分

2011年 4月18日：難民不認定処分に対する異議申立て

2014年10月17日：異議申立て棄却決定

2014年 3月 4日：異議申立て棄却決定通知

(ウ) 3回目の申請に関する手続

2016年 5月24日：難民認定申請

2017年 5月19日：難民不認定処分

2018年 8月24日：難民不認定処分通知

(エ) 4回目の申請に関する手続

2018年10月18日：難民認定申請

エ 日本国籍保有者との婚姻

原告デニズは、2011年5月9日、訴外^A■■■■（日本国籍保有者）と婚姻し、当該婚姻は現在も継続している（甲B7）。

オ 原告デニズの入院

原告デニズは、2021年3月24日から同年4月6日まで、自殺未遂を発端に、不眠症及び抑うつ状態の治療のため、東京都立松沢病院（東京都世田谷区上北沢2-1-1所在）に入院していた（甲B8、甲B9）。

(2) 原告サファリについて

ア 入管収容の経緯

(ア) 1991年11月11日に、原告サファリは、祖国で不当に自由を奪われる出来事が重なる中、成田空港にて上陸を許可され、短期滞在90日間の在留資格を得た。原告サファリは、1992年2月9日を超えて、超過滞在となった。

(イ) 2002年10月1日に、原告サファリは、日本での在留資格を求めて、

自主的に東京入国管理局に出頭するも、後に被告にとって所在不明となり、
2005年8月4日以降、違反事件の調査が中止された。

(ウ) 2010年1月14日に、原告サファリは摘発され、同年2010年7月2日まで、東京入国管理局に収容された。2010年7月2日に東日本入国管理センターに移収された。

(エ) 2010年12月6日に、原告サファリは、仮放免許可を得た。以来、2016年6月8日に、理由も告げられず再収容されるまでの5年6か月以上の間に亘って、1度も遅刻することなく仮放免延長許可を受けるため、1か月若しくは2か月に1度程度、東京入国管理局に出頭し続けた。

(オ) 原告サファリは、下記の各期間について、退去強制令書の執行により東京出入国在留管理局・東京入国管理局及び東日本センターに収容された（以下、下記の各期間の収容を「原告サファリ収容①」等と表記する。）。原告サファリ収容①は、突如、理由も告げられずに行われ、原告サファリ収容②～④は、前記2週間仮放免に引き続き行われたものである。

記

①2016年6月8日～2019年7月31日（1149日間）

※2016年6月8日～2016年10月7日：東京入国管理局

2016年10月7日～2018年10月9日：東日本入国管理センター

2018年10月9日～2018年10月11日：東京入国管理局

（難民不認定処分に対する異議申立て手続における口頭意見陳述等の手続のため）

2018年10月11日～2019年7月31日：東日本入国管理センター

（2019年7月31日から同年8月14日までは仮放免）

②2019年8月14日～2019年10月17日（65日間）

(2019年10月17日から同月31日までは仮放免)

③2019年10月31日～2020年1月7日(69日間)

(2020年1月7日から同月21日までは仮放免)

④2020年1月21日～2020年4月3日(74日間)

総合計1357日間

イ 原告サファリの健康状態の著しい不良

(ア) 原告サファリは、2016年6月以降の無期限長期収容により、心身共に健康状態に著しい不調をきたしており、2019年6月には、絶食するところまで追い詰められた。そのため、2019年7月31日に仮放免許可を受けるまでに、体重が86キログラムから約20キログラム減った。

原告サファリは、2019年8月8日には、逆流性食道炎／十二指腸潰瘍の疑い／鉄欠乏性貧血／不眠症／不安神経症の疑い／心身症の疑いと診断を受け(甲C1)、2019年8月10日には、抑うつ状態との診断も受けた(甲C2)。

(イ) 原告サファリは、2019年8月14日に再収容された後、原告サファリは、再び、絶食するまでに心理的に追い詰められていた。

(ウ) 原告サファリは、その後、2019年10月と2020年1月に、それぞれ、2週間仮放免を経て、心身の健康状態は悪化の一途を辿った。2019年10月24日には、心因反応、逆流性腸炎／胃炎／十二指腸潰瘍疑、甲状腺機能亢進症疑、慢性副鼻腔炎、頸椎症疑との診断を受け(甲C3)、2019年10月26日には、「うつ病」との診断を受けた(甲C4)。2020年1月16日付け診断書にも「うつ病」と診断されており、更に、同診断書には、「繰り返す収容によるストレスが症状の蔓延に影響している可能性が高いのではないかと思います。」との医師の意見も付記された

(甲C5)。

(エ) 原告サファリは、超長期無期限収容と超短期再収容の犠牲となる中で、半ば無意識に自傷行為を繰り返すようになり、頭を激しく壁に打ち付けたり、朝目覚めると、腕に覚えのない傷跡が大量についていたりする等の出来事が続き(甲C6)、強い恐怖心を抱くようになった。また、2020年1月21日以降は、絶食することをやめたが、固形物を口にすると嘔吐してしまうようになったため、ますます身体は衰弱していった。

ウ 原告サファリの難民申請手続状況等

原告サファリは、祖国において、政治的理由により苛烈な迫害体験を経ており、帰国に対する恐怖を抱いてきたことを主な理由として、これまでに以下のとおり難民認定申請及び不服申立手続を行ってきた。

(ア) 1回目の申請に関する手続

2010年 3月 3日：難民認定申請

2011年 2月 1日：難民不認定処分

2011年 2月14日：難民不認定処分通知、難民不認定処分に対する異議申立て

2014年 2月 6日：異議申立て棄却決定

2014年 2月19日：異議申立て棄却決定通知

(イ) 2回目の申請に関する手続

2014年 3月27日：難民認定申請

2015年 4月20日：難民不認定処分

2015年 6月 9日：難民不認定処分通知

2015年 6月 9日：難民不認定処分に対する異議申立て

2019年 2月28日：異議申立て棄却決定

2019年 8月 1日：異議申立て棄却決定通知

(ウ) 3回目の申請に関する手続

2019年 8月 9日：難民認定申請

4 恣意的拘禁作業部会及び通報の仕組みについて

(1) 恣意的拘禁作業部会

ア 設置根拠等

国連は、国際的な人権条約機構に加えて、特に重大な人権侵害に対応し、また個人やNGOの訴えを審査するための、いわゆる「特別手続」を設けている。これらの手続は、人権侵害を是正するために関係国政府との建設的協力を確立しようとするものである（甲A14：国連人権高等弁務官事務所著「裁判官・検察官・弁護士のための国連人権マニュアル」（現代人文社）120頁）。

恣意的拘禁作業部会は、この特別手続のうちの一つであり、国連人権理事会（旧国連人権委員会）によって設置されている。

恣意的拘禁作業部会は、旧人権委員会の決議1991/42によって設置された。同作業部会のマンデートは、委員会の決議1997/50により明確化され、延長され、直近では2019年9月26日の人権理事会決議42/22により、さらに3年間延長された。

委員は、各国政府等によって推薦された候補者の中から、専門性、経験、独立性、公正性、人格、客観性という6つの基準によって選考され、人権理事会の承認に基づいて任命される。また、委員は、個人の資格でその任務を果たし、「国連のための任務を遂行する専門家」として、日本も締結している国連特権免除条約第6条第22条の適用を受ける。その活動は、毎年、人権理事会に報告される（甲A15、16）。

イ マンデート

国連人権理事会（当時は国連人権委員会（Commission on Human Rights）。同委員会に代わる機関として 2006 年に総会によって国連人権理事会が設置された。）が決議した同作業部会のマンデート（委託された権限）は、以下のとおりである（甲A17）。

（a）自由の剥奪が恣意的に課された場合、または世界人権宣言に定められた関連する国際基準、または関係国が受け入れた関連する国際法文書に定められた関連する国際基準と矛盾する場合を調査すること。

（b）政府、政府間及び非政府組織から情報を求め、及び受領し、並びに関係する個人、その家族又はその代表者から情報を受領すること。

（c）関係各国政府に対し、これらの事例を明らかにし、注意を喚起するための緊急の訴え及び通報を送ることにより、恣意的拘禁が疑われる事例に関して提出された情報に対処すること。

（d）各国の状況及び恣意的な自由の剥奪の事例の根本的理由をよりよく理解するために、政府の招請に基づいて現地調査団を実施すること。

（e）国が恣意的自由の剥奪の慣行を防止し、これを防止することを援助し、及び将来の事例の検討を容易にするため、一般的な性質の問題について審議を行うこと。

（f）その活動、調査結果、結論及び勧告を示す年次報告書を人権理事会に提出すること。

ウ 被告の国連人権理事会及び恣意的拘禁作業部会に関するスタンスなど

被告は、2006年6月から2011年6月、2013年1月から2015年12月、2017年1月から2019年12月まで理事国を務め、また現在も2020年1月から3年間の任期で理事国を務めている。また、被告は、以

下のとおり、国連人権理事会が設置した特別手続（恣意的拘禁作業部会を含む）の役割を重視し、協力していくとの立場を繰り返し表明している。

(ア) 国連人権理事会に対する立場

作業部会を設置するのは国連人権理事会であるところ、被告は、「世界の人権問題に対して、国連がより効果的に対処する能力を強化するとの観点から、人権理事会を巡る協議に積極的に参加しました。」とし、「また、1982年以来一貫して人権委員会のメンバー国を務めているという経験を活かし、人権理事会においても、人権分野における国際貢献をより一層強化していく考え」を表明している。（甲A18）。

また、被告は、人権理事会について、「2006年6月の第1回会合以来、1年の間に合計9回にのぼる理事会会合（5回の通常会合と4回の特別会合）や各種ワーキング・グループ会合等を開催し、テーマ別及び国別の人権状況にかかる報告や審議等のほか、特に、人権委員会から引き継いだ活動や組織の見直しを行いました。先進国と途上国との間での粘り強い協議の結果、2007年6月には、作業方法や組織等の制度構築にかかる包括的な合意がなされました。今回合意された制度の下で、人権理事会が世界の人権状況の改善に如何に取り組んでいけるかが今後一層重要となります。」と述べている（甲A18）。

加えて、被告は、国連人権理事会の立候補にあたり、自発的誓約として、「国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）や特別手続の役割を重視。特別報告者との有意義かつ建設的な対話の実現のため、今後もしっかりと協力していく。」との立場を繰り返し表明している（甲A19、20）。

(イ) 恣意的拘禁作業部会に対する立場

被告は、恣意的拘禁作業部会の前記設置決議に賛成している。

また、2016年、国連人権理事会が恣意的拘禁に関して採択した決議33／30においては、当該決議では恣意的拘禁作業部会の重要性が強調され、以

下のように決議されているところ（甲A21）、被告はこの決議の共同提案国になっている（甲A22）。

1. 恣意的拘禁に関する作業部会の作業の重要性を強調する。
2. そこに含まれる提言も含め、作業部会の最新の報告書に関心を持って留意する。
3. 関係国に対し、作業部会の見解を考慮し、必要な場合には、自由を恣意的に奪われた者の状況を改善するための適切な措置をとり、そのとった措置を作業部会に報告することを要請する。
4. 逮捕または拘禁により自由を奪われた者が裁判所に訴訟を提起する権利について、救済措置および手続に関する基本原則およびガイドラインを策定する作業部会の努力に留意する。
5. すべての国に以下を呼びかける。
 - (a) 作業部会の意見やアピールを十分に考慮すること。
 - (b) 自国の法律、規則、慣行が、関連する国際基準および適用される国際的な法律文書に引き続き適合するよう、適切な措置をとること。

（２）個人通報手続

ア 恣意的拘禁のカテゴリー

旧国連人権委員会（現国連人権理事会）は、作業部会の任務を決定する際、世界人権宣言または各国が批准した関連国際文書に定められた関連国際規定に反する自由の剥奪を恣意的とみなしている（決議1991/42。決議1997/50によって明確化された）。すなわち、決議1997/50は、自由の剥奪は、国内の司法裁判所が下した最終決定の結果であって、(a) 国内法に準拠しており、(b) 世界人権宣言及び関係国によって受け入れられた関連国際文

書に定められたその他の関連国際基準に準拠している場合には、作業部会の任務外であるとしており、これらにあたる場合には拘禁は恣意的なものではないとの考えを示している（甲A23）。

同作業部会は、十分に正確な基準を用いて作業を遂行できるようにするために、世界人権宣言及び規約の規定、及び、「あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則」（1988年国連総会にて採択）に基づき、提出された事例の検討に適用される基準を採択した。作業部会によれば、以下の5つのカテゴリーのいずれかに該当する場合には、自由の剥奪は恣意的なものとなる。

I. 身体の自由の剥奪を正当化する法的根拠を見い出すことが明らかに不可能な場合

II. 身体の自由の剥奪が世界人権宣言・自由権規約の特定の条項によって保障されている権利又は自由の行使に起因する場合

III. 公正な裁判を受ける権利に関する国際規範の全部又は一部の不遵守が、身体の自由の剥奪に恣意的な性質を与えるほどの重大性を有する場合

IV. 庇護申請者、移民または難民が、行政的あるいは司法的な審査、または救済の可能性がないまま、長期間の行政収容を受けている場合

V. 身体の自由の剥奪が、差別を理由とする国際法違反を構成するものであって、その目的が、又はその結果として人間の平等を無視することになる場合

イ 個人通報手続

作業部会は、自由の剥奪が恣意的であるかどうかを判断するため、前記カテゴリーに基づき、恣意的拘禁の疑いのあるケースに関して提出された情報に基づいて、これらのケースの事実関係を明らかにし、かつ／または注意を喚起するために、関係政府に対して緊急アピール及び意見の表明を行う。作業部会は

また、個人の申立てについても検討する。(甲A24)。

個人の申立ての手続き(個人通報手続)は、以下のように行われる(甲A25)。

- ① 通報の提出
- ② 通報の検討(政府に対する通知と回答の要請、回答の通報の発信元への通知を含む)
- ③ 通報に関する措置(意見、意見の政府への伝達、人権理事会への通知、政府等当事者によるフォローアップ措置)

上記に加え、意見の検証手続、緊急行動手続が取られることがある。

(3) 本件通報の経緯

上述のとおり、原告らは、極めて長期の収容にさらされており、かつ、2019年当時、2週間仮放免が実施されており、原告らに対してもかかる2週間仮放免と再収容が行われていた。

かかる状況から、原告らは、恣意的拘禁作業部会に対する個人通報を行った。具体的な経緯は以下のとおりである。

- ① 2019年10月10日：申立書類提出
※2020年 3月までに若干追加書類等提出
- ② 2020年 7月 8日：被告回答提出
- ③ 2020年 7月23日：被告回答に対する申立人(原告ら)反論書面提出
- ④ 2020年 9月25日：意見

(同年8月28日採択、同年9月30日申立人(原告ら)受領)

(4) 本件恣意的拘禁作業部会意見の内容

ア 決定

原告らによる個人通報について、作業部会は、以下のとおりの意見を示した（甲A26、本件恣意的拘禁作業部会意見パラ100～106。以下、「パラ〇」等の記載は、特記なき限り、本件恣意的拘禁作業部会意見のパラグラフ（段落）番号を示す。）。なお、当該意見は、2021年9～10月に開催された国連人権理事会の第48回会合において、報告済である（甲A27（4頁・15頁））。

1. 以上のことを踏まえ、当作業部会は以下の意見を示す。

Deniz ■■■■■ 氏とHeydar Safari Diman氏の身体の自由の剥奪は、世界人権宣言第2条、第3条、第8条、第9条、第14条、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第2条、第9条、第26条に違反し、恣意的なものであり、カテゴリーI、II、IV、Vに該当する。

2. 作業部会は、日本政府に対し、^{デニズ}■■■■■ 氏及びSafari Diman氏の状況を遅滞なく是正し、世界人権宣言並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約に定められたものを含む関連する国際的規範に適合させるために必要な措置を講じるよう要請する。

3. 作業部会は、本件のすべての状況を考慮に入れ、適切な救済措置は、国際法に従って、彼らに補償その他の賠償を受ける法的強制力のある権利を与えることであろうと考える。

4. 作業部会は、政府に対し、^{デニズ}■■■■■ 氏とSafari Diman氏の恣意的な身体の自由の剥奪を取り巻く状況について完全かつ独立した調査を確保し、彼らの権利を侵害した責任者に対して適切な措置を講じるよう求める。

5. 作業部会は、日本が自由権規約の下で負う義務との整合性を確保するため、

出入国管理及び難民認定法を見直すよう政府に要請する。

6. 作業部会は、作業方法の第33条(a)項に従い、適切な措置をとるために、本事案を移民の人権に関する特別報告者及び身体的及び精神的健康の最高の達成可能な水準を享受するすべての人の権利に関する特別報告者に付託する。
7. 作業部会は、政府に対し、利用可能なあらゆる手段を用いて、可能な限り広く本意見を発信するよう要請する。

イ 具体的内容（パラ70～99）

作業部会は、本件入管収容につき、自由権規約第9条の違反につき、具体的には以下のとおり意見を示した。

(ア) まず、収容が「恣意的」か否かにつき、以下の判断を示している。

「^{デニス}■■■■■氏とS a f a r i D i m a n氏は、出入国管理及び難民認定法に基づき、司法の承認や審査なしに退去強制令書に基づく収容を認められており、繰り返し収容されていたことが認められる。また、同法54条2項は、法務省令で定めるところにより…入管収容所長又は主任審査官が外国人に対して仮放免を認める権限を付与しているものである。したがって、法の規定により、収容も、収容からの解放も、行政府の命令でなされる。」(パラ75)

として、原告らの収容と収容からの解放がいずれも日本の国内法に基づいていることを認めたいうえで、以下のように述べた。

「国内法で収容が認められていても、それが恣意的なものである可能性がある。『恣意性』の概念は、『法に反して』と同義に扱われるべきものではなく、より広範に解釈され、不適當、不公正、予測可能性の欠如、法の適正手続の欠如のほか、合理性、必要性、比例性の要素を含む」(パラ76。なお、パラ76内の脚注3において、自由権規約委員会一般的意見第35号(甲A28。以下「自由権規約一般的意見35」という。)の Paragraph 12が引用されている。)

「移住（出入国管理）手続中の個人の無期限収容は正当化できず、恣意的である。そのため、移住（出入国管理）手続の過程の収容の最長期間は法律で定められなければならない」ない（パラ 9 1）

「あらゆる形態の拘禁に対する司法による監視は、個人の身体の自由の基本的な保障であり、拘禁に法的根拠があることを保証するために不可欠である」（パラ 8 1）

(イ) そのうえで、日本における入管収容及び本件入管収容につき、以下の判断を示した。

「事実上、出入国管理及び難民認定法は、無期限の入管収容を許すものであり、これは、自由権規約第 9 条（1）に基づく日本の義務と両立しないため、恣意的なものである」（パラ 7 9）

「本件では、^{デニズ}■■■■■氏と Safari Diman 氏の両氏は繰り返し収容され、収容の理由も、収容期間も告げられていない。移住（出入国管理）に伴う収容は、収容の必要性を個別に評価した上での例外的な最終手段でなければならないが、日本の当局は、両氏のいずれに対しても評価を行っていない。当局は、国際法の下で義務づけられている収容の代替手段を検討したこともなかった。」（パラ 7 6）

「作業部会は、^{デニズ}■■■■■氏と Safari Diman 氏が 2 週間またはそれ以上の、一時的な解放期間を定期的に与えられ、再び収容されることを常に恐れながら過ごしていたという、争いのない主張について懸念している。作業部会は、このような慣行が、移住（出入国管理）の状況下でのいかなる収容も最後の手段であり、また、その収容が必要性と合理性の要件を満たすことを要求する基本原則に反するものであると考える。」（パラ 7 8）

「^{デニズ}■■■■■氏と Safari Diman 氏は、収容の理由について説明を受けていない。さらに、政府は回答の中でそのような説明を一切していない。

実際、作業部会としては、断続的に解放される期間を挟みつつ、10年以上にわたって6ヶ月から3年もの期間、個人を収容することを正当化する正当な理由があるというのは受け入れがたい。」(パラ79)

「^{デニズ}■■■■■氏と Safari Diman氏は、10年以上にわたってかなりの期間、移住者としての(出入国管理上の)地位のために繰り返し収容されたが、自由権規約9条(4)に違反して、いずれのケースも、収容の適法性に異議を唱えることができるよう、司法当局の前に連れてこられることはなかった。」(パラ81)

5 原告らに対する入管収容が自由権規約第9条に違反すること

(1) 自由権規約の国内法的効力

ア 自由権規約について

日本は、1978年5月30日、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約。日本では国際人権A規約とも呼ばれることがある。)及び市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約。日本では国際人権B規約とも呼ばれることがある。)に署名し、翌1979年6月21日、両規約の批准書を寄託した(同年8月4日、社会権規約は同年条約第6号として、自由権規約は同年条約第7号として公布された)。それにより、同年9月21日、両規約は日本について効力を生じた。

イ 自由権規約の国内法的効力

日本は、憲法98条2項により、日本が締結した条約及び確立された国際法規を誠実に遵守する必要がある、条約の締結には国会の承認が必要で(憲法73条3項)、法律と同じく天皇が公布することから(憲法7条1項)、条約は特別の立法を必要とせず、公布によって直ちに国内法的効力を有する(甲A29:

芦部信喜・憲法学Ⅰ（1992年）・89頁）。そして、条約が国内において直接適用が可能であるかどうかについては、国内立法者等の意思によって排除されない限り、原則として直接適用可能と推定されるべきであり、さらに客観的基準として、規則の明確性が重要な基準となるとされる（甲A30：岩沢雄司・国際法（2020年）・527～530、546頁）。そして、自由権規約は、多くの国で直接適用可能であると認められている（同岩沢・546頁）。

ウ 自由権規約を直接適用した裁判例

以下のとおり、複数の裁判例において、自由権規約につき直接適用性が認められている（下線部は代理人による。）。

（ア）受刑者接見妨害国家賠償請求事件 高松高判（平成9年11月25日・判時1653号117頁）、徳島地判（平成8年3月15日・判時1597号115頁、判タ997号65頁）

「B規約は、自由権的な基本権を内容とし、当該権利が人類社会のすべての構成員によって享受されるべきであるとの考え方に立脚し、個人を主体として当該権利が保障されるという規定形式を採用しているものであり、このような自由権規定としての性格と規定形式からすれば、これが抽象的・一般的な原則等の宣言にとどまるものとは解されず、したがって、国内法としての直接的効力、しかも法律に優位する効力を有するものというべきである。」

（イ）指紋押捺拒否事件（大阪高判平成6年10月28日・判時1513号17頁）

「（自由権規約の規定は、）その内容に鑑みると、原則として自力執行的性格を有し、国内での直接適用が可能であると解せられるから、（自由権）規約に抵触する国内法はその効力を否定されることになる。」

（ウ）無料で通訳の援助を受ける権利が争われた事件（東京高判平成5年2月3

日・東高刑時報44巻1～12号11頁)

「以上を総合すると、国際人権B規約一四条3(f)に規定する「無料で通訳の援助を受けること」の保障は無条件かつ絶対的のものであって、裁判の結果被告人が有罪とされ、刑の言渡しを受けた場合であっても、刑訴法一八一条一項本文により被告人に通訳に要した費用の負担を命じることは許されないと解するを相当とする。」

エ 自由権規約を援用して法令違反を認めた最高裁判例

最高裁判所も、違憲判断を導く際に自由権規約等の国際人権法に依拠している(下線部は代理人による)。

(ア) 国籍法3条違憲判決(最高裁大法廷判決平成20年6月4日・民集62巻6号1367頁)

「・・・諸外国においては、非嫡出子に対する法的な差別的取扱いを解消する方向にあることがうかがわれ、我が国が批准した市民的及び政治的権利に関する国際規約及び児童の権利に関する条約にも、児童が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存する。さらに、国籍法3条1項の規定が設けられた後、自国民である父の非嫡出子について準正を国籍取得の要件としていた多くの国において、今日までに、認知等により自国民との父子関係の成立が認められた場合にはそれだけで自国籍の取得を認める旨の法改正が行われている。以上のような我が国を取り巻く国内的、国際的な社会的環境等の変化に照らしてみると、準正を出生後における届出による日本国籍取得の要件としておくことについて、前記の立法目的との間に合理的関連性を見いだすことがもはや難しくなっているというべきである。」

(イ) 非嫡出子相続分違憲判決(最高裁判所大法廷判決平成25年9月4日・民

集67巻6号1320頁)

「これらの条約（自由権規約及び児童の権利条約）には、児童が出生によっていかなる差別も受けない旨の規定が設けられている。また、国際連合の関連組織として、前者の条約に基づき自由権規約委員会が、後者の条約に基づき児童の権利委員会が設置されており、これらの委員会は、上記各条約の履行状況等につき、締約国に対し、意見の表明、勧告等を行うことができるものとされている。

我が国の嫡出でない子に関する上記各条約の履行状況等については、平成5年に自由権規約委員会が、包括的に嫡出でない子に関する差別的規定の削除を勧告し、その後、上記各委員会が、具体的に本件規定を含む国籍、戸籍及び相続における差別的規定を問題にして、懸念の表明、法改正の勧告等を繰り返してきた。最近でも、平成22年に、児童の権利委員会が、本件規定の存在を懸念する旨の見解を改めて示している。」

オ 小括

以上のとおり、自由権規約が、国内法的効力を有することは争いがなく、かつ、その規定が直接適用を可能にするだけの十分な明確性を有することは日本の判例理論として確立されている。

(2) 自由権規約第9条第1項が禁止する恣意的拘禁の内容

ア 自由権規約第9条第1項が禁止する恣意的拘禁の解釈

自由権規約第9条第1項の条文は以下のとおりであり（下線部は代理人による）、恣意的な逮捕又は抑留（以下「恣意的拘禁」という。）が行われれば、同項違反となる。

すべての者は、身体的自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。

前提として、「抑留」の原文が身体拘束一般を意味するDetentionであることから明らかなとおり、同条ないし同項は刑事拘禁のみならず、入管収容にも適用される。自由権規約委員会も、同条に関する自由権規約一般的意見35において、同条ないし同項が入管収容に適用されることを当然の前提として意見を述べている（甲A28）。一般的意見の意義については後述する。

また、同意見35のパラグラフ12によれば、同項の「恣意性」の概念は、「法に反して」と同義に扱われるべきものではなく、より広範に解釈され、不適當、不公正、予測可能性の欠如、法の適正手続の欠如のほか、合理性、必要性、比例性を含めて解釈すべきものとされている。すなわち、国内法を根拠に収容が認められるとしても、当該収容が恣意的拘禁に該当し、自由権規約9条1項に違反する可能性がある。また、「裁判によって一定期間の刑罰が科される場合を除き、あらゆる形態の抑留を継続する決定は、抑留の継続を正当化する事由についての定期的な再評価がなされない場合、恣意的である」とされる。

同意見パラグラフ18は、入管収容について、以下のように具体的に述べる。

「入国管理の手續過程における抑留は、それ自体が恣意的とはいえないが、当該抑留は、諸事情に照らして合理性、必要性及び比例性 (proportionate) があるとして正当性が認められなければならない。期間の延長の際には再評価されなければならない。違法に締約国の領域に入った庇護希望者は、彼らの入国について記録し、彼らの主張を記録し、疑いがある場合には身元を特定するために、初期の短期間、抑留され得る。彼らの主張の審理中もさらに抑留することは、逃亡の個別的蓋然性、他者に対する犯罪の危険又は国家安全保障に反する行為の危険といった個人特有の特別な理由がない場合、恣意的になるだろう。決定に際しては、事案ごとに関連要素を考慮しなければならない。また、決定に際しては、逃亡を防止するための報告義務、身元引受人又はその他の条件など、同じ目的を達成する上でより権利侵害の小さい手段を考慮に入れなければならない。さらに、決定は、定期的な再評価及び司法審査を受けなければならない。移住者の抑留に関する決定においては、身体的又は精神的健康に対する抑留の影響も考慮に入れなければならない。…無国籍又はその他の障壁のために締約国が個人を追放できないことは、無期限の抑留を正当化するものではない。」

イ 自由権規約委員会の一般的意見について

(ア) 自由権規約委員会の一般的意見について

自由権規約は、自由権規約委員会 (規約人権委員会とも呼ばれる) を設置し、条約の履行状況の監視、条約の内容を明確化する役割を担わせ (同規約第 40 条)、自由権規約の解釈指針となる一般的意見を公表している。

(イ) 一般的意見は自由権規約の有権解釈であること

自由権規約委員会は国際人権法の専門家集団であり、日本からは、過去、外務省の支援のもと、安藤仁介京都大学名誉教授 (1987 - 2006 年)、岩沢

雄司東京大学名誉教授・現国際司法裁判所判事）（2007 - 2018年）、古谷修一早稲田大学法科大学院教授（2019年 - ）らが選出され、岩沢雄司教授は、2009年 - 2011年及び2017 - 2018年は自由権規約委員会委員長も務めている（甲A31-2）。なお、国際司法裁判所裁判官選挙において岩沢教授を候補者とするのは、「国際的に認められた国際法の専門家」として、日本政府により決定されたものである（甲A31-1）。

このように、岩沢雄司教授の自由権規約をはじめとする国際法の専門性は、被告も認めるところであるところ、岩沢教授は、以下のように述べて、自由権規約委員会が見解・一般意見・総括所見の中で示す解釈は、自由権規約の有権解釈であると説明している。

「自由権規約選択議定書は、委員会に対して、人権が侵害されたと主張する個人からの『通報を検討』し、『見解を関係締約国に送付する』権限を認めている（5条）。この規定に従って委員会は、個別の通報事例に即して規約の規定を解釈し、締約国に規約の違反があったかどうかを決定する。また自由権規約は、委員会に対して、『締約国の提出する報告を検討する』権限、及び『適当と認める一般的…意見』を採択する権限を与えている（40条4項）。…1992年からは国家報告の検討の後に、その国に対する勧告を含む総括所見を採択するようになり、その中でも委員会としての規約の解釈を示している。このように委員会は、個人通報及び国家報告の検討という任務を果たすにあたって、規約を解釈し適用する権限を締約国によって与えられている。そして委員会は、見解・一般意見・総括所見の中で規約の解釈を示している。委員会は規約によって設置された履行監視機関であり、『高潔な人格を有し、かつ、人権の分野において能力を認められ』『個人の資格で任務を遂行する』18人の委員で構成される。委員会は30年以上にわたって履行監視活動に従事してきた経験を有し、その実績は評価されている。このような機関が、規約によって与えられた解釈権限

を行使して示した解釈、少なくとも通報で示した解釈は、高い権威が認められてしかるべきであり、『有権 (authoritative) 解釈』とみなされてよいと考える。国際司法裁判所の勧告的意見は法的拘束力がないのに、裁判所がそこで示した解釈が有権的なものとみなされるのと同様に、見解が法的拘束力をもたないことは委員会の解釈が有権的であることを妨げない。」(甲A32：岩沢雄司(2010)「自由権規約委員会の規約解釈の法的意義」世界法年報29号62-63頁)。

国際司法裁判所も、自由権規約委員会の一般的意見15を引用しながら、「規約人権委員会は、その設立以来、特に、第一選択議定書の締約国に関して同委員会に付託された個人通報に対する認定を通じて、及び、その『一般的意見』の形式で、解釈に関するケースローの相当な法理 (a considerable body of interpretative case law) を蓄積させている。当裁判所は、その司法機能の行使にあたり、規約人権委員会の解釈に倣って(当裁判所自身の) 規約の解釈を形成するよう義務づけられているわけではないが、特に規約の適用を監督するために設立されたこの独立の機関によって採択された解釈には非常な重み (great weight) をおくべきであると信じる。」と判示している(2010年ディアロ事件本案判決パラグラフ66(甲A33：540-541頁))。

(ウ) 一般的意見を考慮した日本の裁判例

日本でも、高裁を含む下級審の裁判例では、自由権規約の規定の解釈にあたり、一般的意見につき、ウィーン条約法条約32条にいう「解釈の補的手段」として明示的に言及しているものが複数存在し、裁判所も一般的意見が自由権規約の解釈指針であることを肯定している。

① 広島高判平成11年4月28日・LEX/DB28065154

「B規約28条によって設置された規約人権委員会が同規約40条4項に基づき採択した一般的意見等も同条約31条の規定によって得られた意味を

確認するために補足的手段となるものといえる。」

② 大阪高判平成6年10月28日・判時1513号71頁

「(自由権規約) 委員会は、B規約の個々の条文を解釈するガイドラインとなる『一般的意見』を公表しており、右『一般的意見』や『見解』がB規約の解釈の補足的手段として依拠すべきものと解される」

ウ 「移住者の自由の剥奪に関する改定審議結果第5号」が前記解釈に沿っていること

さらに、恣意的拘禁作業部会も、前記の合理性、必要性、比例性につき、「移住者の自由の剥奪に関する改定審議結果第5号」(以下「改定審議結果第5号」という。)において、具体的に説明しているところ、その内容は、前記自由権規約一般的意見35とほぼ重なる。

すなわち、改定審議結果第5号によれば、合理性の要件を満たすには、身元確認が必要である又は更なる手続のために本人の出席が必要である時に逃亡の危険があるといった正当な目的を達成するために拘禁が実施されている必要がある。

次に、必要性の要件を満たすには、本来の目的を達成するために拘禁が絶対に欠かせなく、かつ、個別の事情に照らして拘禁よりも負担の少ない措置が存在しない必要がある。

さらに、比例性の要件を満たすには、拘禁が個人の精神的および肉体的健康に与える影響を含む「例外的な状況において個人の自由を剥奪する」という措置の重大性と懸念されている状況との間の均衡が取れている必要があり、常に拘禁の代替手段が検討されていなければならない(甲A35)。

エ 本件恣意的拘禁作業部会意見も前記解釈に沿っていること

本件恣意的拘禁作業部会意見も、自由権規約第9条第1項が入管収容にも適用されることを前提に、自由権規約一般的意見35を参照し、国内法上適法であっても恣意的拘禁に該当する可能性があり、合理性、必要性、比例性を満たさなければならないことを前提に、改定審議結果第5号にも即して、合理性等を解釈している（パラ76、78）。

オ 「安全で秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクト」においても前記解釈が確認されており、日本はこれに賛成していること

2018年12月10日、152カ国に及ぶ大多数の国家の賛成により国連総会で採択された「安全で秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクト」（以下「グローバルコンパクト」という。）において、以下のとおり定められている（甲A34）。

「我々は、国際移住の文脈で生じるいかなる収容も適正手続に従い、収容が入国時、通過時、帰還手続のいずれで生じているかを問わず、また、収容が生じる場所の種類にかかわらず、恣意的でなく、法律、必要性、比例性と個別の評価に基づき、権限ある当局により、可能な限り最も短期間に行われることを確保することを約束する。我々は、さらに、国際法に沿って非拘束的な収容代替措置を優先し、移住者のいかなる収容に対しても人権に基礎を置いたアプローチをとり、収容を最終手段としてのみ用いることを約束する。

この約束を実現するため、我々は以下の行動を行う。

（中略）

c) 移住者が恣意的に収容されず、収容の決定が法律に基づき、比例的であり、正当な目的を持って、個人毎になされ、適正手続や手続的保護措置を完全に遵守して、入管収容が抑止力として推進されず、移住者に対する残虐な、非人道

的な又は品位を傷つける取扱いとして用いられず、国際人権法に従うことを確保するよう、入管収容に関連する法律、政策、実務を見直し、改訂すること。」

カ 小括

上記から明らかなとおり、合理性、必要性、比例性を欠く収容が、自由権規約第9条1項の「恣意的拘禁」に該当することにつき、自由権規約委員会の一般的意見、恣意的拘禁作業部会の改訂審議結果・意見、及びグローバルコンパクトにおいて、その解釈は一致している。

憲法98条2項の「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」との規定、ウィーン条約法条約31条1項の「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」との規定に鑑み、自由権規約9条1項を誠実に解釈すれば、合理性、必要性、比例性を欠く収容が、自由権規約第9条1項が禁止する「恣意的拘禁」に該当することは明らかである。

また、このように国際的に解釈が一致していることからすれば、合理性、必要性、比例性を欠く収容が、自由権規約第9条1項の「恣意的拘禁」に該当するとの解釈は、ウィーン条約31条3項(b)「条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」と解される。

被告が、自由権規約の有権的解釈を行う機関である自由権規約委員会、被告がその重要性を強調し、その意見を十分に考慮するよう各国に要求(requests)する人権理事会決議(A/HRC/33/L.22)の共同提案を行っている(甲A21、22恣意的拘禁作業部会の改訂審議結果・意見、日本を含む世界の大多数の国が一致して示した解釈と離れた解釈を行うことは、上記憲法やウィーン条約の規定に反し、許されない。

加えて、国際法の基本原則の一つに「合意は守られなければならない」とい

う原則があり（合意原則。甲A30：岩沢49、102頁）、被告は、自身がグローバルコンパクトにおいて行った約束にしたがわなければならない。

（3）入管法の規定が自由権規約第9条第1項に違反すること

前記のとおり、合理性、必要性、比例性を欠く収容は、恣意的拘禁に該当し、自由権規約第9条第1項に違反する。

入管法第52条第5項は、退去強制令書が出されたことのみをもって収容を可能としているが、これは以上の合理性、必要性、比例性を満たさない収容も認めるものであり、自由権規約第9条第1項に違反し、無効である。原告らの収容は、入管法第52条第5項に基づき行われたものであるため、同法が条約に反して無効である以上、原告らの収容は法律によらずに行われたものであり、違法である。

この点につき、本件恣意的拘禁作業部会意見は、日本の入管収容につき、「法の規定により、収容も、収容からの解放も、行政府の命令でなされる。しかし、同法は、仮放免の決定を行うべき期間を定めておらず、行政府に無制限の裁量を与えている。」（パラ75）としたうえで、「作業部会は、国内法で収容が認められていても、それが恣意的なものである可能性があることを想起する。『恣意性』の概念は、『法に反して』と同義に扱われるべきものではなく、より広範に解釈され、不適當、不公正、予測可能性の欠如、法の適正手続の欠如のほか、合理性、必要性、比例性の要素を含む。」（パラ76）として、「作業部会は、日本の出入国管理及び難民認定法の、国際法及び特に自由権規約の下での日本の義務との両立性について、深刻な懸念を表明する。作業部会は、この法律があらゆる人の個人の身体の自由の権利を適切に反映することを保証するように、この法律を速やかに見直すよう政府に要請する。」（パラ83）としている。

(4) 原告らに対する入管収容が自由権規約第9条第1項に違反すること

仮に、入管法第52条第5項が有効であるとしても、原告らに対する入管収容は、以下のとおり、自由権規約第9条第1項に違反する。

ア 合理性、必要性、比例性が検討されていないこと

そもそも、原告らに対する本件入管収容については、全件収容主義の理解の下、合理性、必要性、比例性については、収容の要件とされておらず、これらを満たすか否かが検討されていない。原告らに対する本件入管収容は、この一事をもって恣意的拘禁に該当し、自由権規約第9条第1項に違反する。

イ 原告デニズに対する入管収容について、合理性、必要性、比例性のいずれをも満たさないこと

前記の点を措いても、原告デニズに対する入管収容について、合理性、必要性、比例性を満たさないことは明らかである。

(ア) 原告デニズ収容①(2016年5月25日～2019年8月2日の収容)について

原告デニズの身元確認の必要性は、同人が収容開始時までには何度も出入国在留管理局での手続を経験し、その身元が十分特定されているため認められない(以後も同様)。また、同人は、収容開始時までには東京入国管理局及び東日本センターにおける収容を複数回経験しながらも、東京入国管理局の出頭要請に反し、出頭しなかったことがないため、逃亡の危険性を推認させる具体的な事情も何ら認められない。したがって、同人の収容の合理性は何ら認められない。

また、そもそも収容の正当な目的が存在しないという点のほかにも、原告デニズは、^A■■■■と婚姻関係にあり、同人の下で逃亡しないよう監督を受けながら生活することも可能であったため、拘禁が絶対に欠かせないとはいえず、同人の監督下で生活するという拘禁よりも負担の少ない措置が存在したといえ、

その収容の必要性も認められない。

さらに、原告デニズの健康状態は極めて不良であったため、通常の想定以上に、収容の継続による精神的・肉体的な悪影響が生じやすいことは容易に予測可能であり、収容という措置は極めて重大な悪影響を与えるものであった。また、原告デニズの収容を正当化する何らかの目的があったとしても、そのために3年以上もの期間収容しなければ当該目的を達成できなかつたとはおよそ考え難い。さらに、前記のとおり、^A■■■■との同居による監督という代替手段も存在した。したがって、比例性も認められない。

(イ) 原告デニズ収容②(2019年8月16日～2019年10月25日の収容)について

原告デニズは、2週間だけ仮放免を許可されたのちに前記期間に収容された。同人は、2019年7月以降、東京出入国在留管理局及び東日本センターに収容されている非正規滞在者が2週間だけ仮放免された後、再度収容される状況を了知しており、同年8月16日に出頭すれば再度収容される可能性が高いことを認識していた。それにもかかわらず、同人は、この2週間の仮放免期間中に逃亡する素振りを見せたことはなく、同日、指定されたとおりに東京出入国在留管理局に出頭した。以上の状況を踏まえると、同人が逃亡する危険性は皆無といえ、その収容の合理性は何ら認められない。

また、そもそも収容の正当な目的が存在しないという点を措くとしても、原告デニズは、3年以上の収容期間を経てもなお^A■■■■と婚姻関係にあり、同人は関係が非常に良好であったといえ、同人の監督下での生活も可能であったのであるから、その収容の必要性も認められない。

さらに、原告デニズは、前記収容開始時までの数カ月でハンガーストライキにより10キログラム以上体重が落ちたことに加え、前記収容直前の2019年8月10日に、拘禁反応の疑いがあると診断されており、前記収容開始直後

である同月27日、心因反応、抑うつ状態、PTSD疑、胃炎／十二指腸潰瘍疑、及び腰痛症・左足筋肉痛と診断され、明らかに収容に耐えられない健康状態にあった。また、仮に同人の収容を正当化する何らかの目的があったとしても、当該目的のために3年以上の収容の直後にさらに2カ月もの期間収容しなければ当該目的を達成できなかったはおよそ考え難く、少なくとも当該目的は著しく衰弱した同人を収容しさらに健康状態を悪化させてまで達せられるべきとはおよそいえない。加えて、前記のとおり、本件では収容の代替手段も存在した。したがって、比例性も認められない。

(ウ) 原告デニズ収容③(2019年11月7日～2020年3月23日の収容)について

原告デニズは、再度2週間あまり仮放免を許可されたのちに前記期間に収容された。同人は、2週間仮放免された後、再度収容される状況を経験済みであり、2019年11月時点でも、依然、同様の処遇を受ける可能性があることを了知しながら、この仮放免期間中に逃亡する素振りを見せたことはなく、同月7日、指定どおりに東京出入国在留管理局に出頭した。以上の状況を踏まえると、同人が逃亡する危険性は皆無といえ、その収容に関する合理性は何ら認められない。

また、原告デニズは、原告デニズ収容②の場合と同様に、^A■■■■の監督下での生活も可能であったのであるから、その収容の必要性も認められない。

さらに、原告デニズは、原告デニズ収容②の直前及び直後と同様に、前記収容直前の2019年10月28日に、拘禁反応、外傷後ストレス障害、不安、抑うつ、感情のコントロール不能、衝動性、自殺念慮、幻聴、幻視、悪夢等がみられしばらくの間治療が必要であると診断され、同じく前記収容直前の同月31日に、②の期間の収容同様、心因反応、抑うつ状態、PTSD疑、胃炎／十二指腸潰瘍疑、及び腰痛症・左足筋肉痛と診断され、明らかに収容に耐えられ

ない健康状態にあったとも診断された。また、仮に同人の収容を正当化する何らかの目的があったとしても、当該目的のために3年以上の収容、2週間の仮放免を経た後の2カ月以上の収容に引き続きさらに4カ月もの期間収容しなければ当該目的を達成できなかつたとはおよそ考え難く、少なくとも、当該目的は著しく衰弱した同人を収容しさらに健康状態を悪化させてまで達せられるべきとはおよそいえない。加えて、前記のとおり、本件では収容の代替手段も存在した。したがって、比例性も認められない。

ウ 原告サファリに対する入管収容について、合理性、必要性、比例性のいずれをも満たさないこと

原告サファリに対する入管収容についても、合理性、必要性、比例性を満たさないことは明らかである。

(ア) 原告サファリ収容①(2016年6月8日～2019年7月31日の収容)について

原告サファリは、東日本入国管理センターから2010年12月6日に仮放免された後、実に5年6か月以上もの間、仮放免の状態であり、その期間中、仮放免許可延長の手続を行い、1～2か月に1度程度、指定された日に定期的に東京入国管理局に通い続けていたため、逃亡のおそれは客観的に言って全くないことが明らかであった。収容の合理性、必要性は全くなかつたのである。

しかも、2016年6月8日時点で、原告サファリは、難民不認定処分に対する異議申立て手続の最中であり、口頭意見陳述及び難民審査参与員による審尋手続の機会を与えられるのをずっと待っていた段階であつた(2015年6月15日異議申立て。結局、2018年10月10日、口頭意見陳述及び難民審査参与員による審尋手続に、収容されたままの出席を余儀なくされた。)

したがって、送還の見通しも全く立っていない原告サファリのこの期間の収

容は、必要性が皆無であったことはもちろんのこと、収容の合理性も比例性のかけらもなく、ただひたすらに、原告サファリの心身を追い込み、原告サファリの難民該当性の立証及び口頭意見陳述及び難民審査参与員による審尋手続に向けた準備を妨害しただけであった。

しかも、3年以上に及んだ無期限収容の中で、原告サファリは内臓疾患の他に、「抑うつ状態」に陥り（甲C2）、2019年6月から、絶食をする精神状態に追い込まれた。

なお、原告サファリは、2016年6月8日時点で、収容開始の理由を、「入管の都合」とだけ言われ、それ以上の説明を以降、全く受けていない。

(イ) 原告サファリ収容②（2019年8月14日～2019年10月17日の収容）について

原告サファリは、2019年6月以降の絶食の為に、当初約86キログラムあった体重が20キログラム以上減り、何度も施設内で倒れ、また吐血等した後、2019年7月31日に仮放免された。

原告サファリは、2019年8月14日には、逃げ隠れすることなく東京出入国在留管理局に指定時刻前に出頭した。当時、原告サファリは、「逆流性食道炎／十二指腸潰瘍の疑い／鉄欠乏性貧血／不眠症／不安神経症の疑い／心身症の疑い」（甲C1）の症状があったばかりでなく、「抑うつ状態」と診断された（甲C2）。かかる深刻な心身状態の中でも、また、解放から僅か2週間後に再収容される他の事例について聞き知っていたにもかかわらず、原告サファリは、がくがく震えながら出頭してきたのであった。この時点で、逃亡することもなく出頭した原告サファリを収容する必要性を見出すことは絶対に不可能である。

なお、原告サファリは、2019年8月1日に異議棄却決定の告知を受けた後、2019年8月9日には、3回目の難民認定申請を行っていたので、その意味でも、当面、原告サファリの送還はあり得ず、実際、送還は予定されてい

なかった。

したがって、原告サファリを収容する合理性も比例性もそこには存在せず、再収容は、ただ、原告サファリの心身の容態を更に顕著に悪化させただけであった。実際に、2019年8月14日以降、2019年10月17日までの収容期間に、原告サファリの容態は、「うつ状態」から進み、「うつ病」を発症してしまった（甲C4）。更に、原告サファリは、この期間に、「心因反応、逆流性腸炎／胃炎／十二指腸潰瘍疑、甲状腺機能亢進症疑、慢性副鼻腔炎、頸椎症疑」にも苦しんだ（甲C3）。なお、原告サファリは、2019年8月14日の再収容以降、心身の極限状態の中で、絶食を再開するところまで追い詰められている。

(ウ) 原告サファリ収容③（2019年10月31日から2020年1月7日までの収容）について

2019年10月17日、原告サファリの衰弱は度を増し、再び、2週間の期限付きで仮放免許可を与えられた。この2週間の中に、原告サファリは、精神科医師から、「うつ病」と診断されている（甲C4）。原告サファリは、親しい日本人の友人宅に寝泊まりさせてもらいながら、2週間後の出頭日に脅え、食事も満足に取れず、夜も眠れない状態ではあった。しかしながら、原告サファリは、2019年10月31日に指示された出頭日には、指定時刻より前に東京出入国在留管理局に出頭し、仮放免許可延長を願い出た。そして、医師に健康状態をチェックされることすらなく、再び収容されてしまった。

逃亡のおそれもない難民認定申請者たる原告サファリに、収容の必要性・合理性は全く存在せず、この収容に関しても、比例原則違反であることは明白であった。また、この期間の収容中に、頭を壁に打ち付けるなどの激しい自傷行為も見られた（その前の収容期間からも自傷行為は始まっていたが、この時期、更にそれが悪化したのである）。

(エ) 原告サファリ収容④(2020年1月21日～2020年4月30日の収容)について

2020年1月7日に、また2週間の仮放免許可を得た後、「うつ病」の診断を再びされ、診断書には、「繰り返す収容によるストレスが症状の遷延に影響している可能性が高いのではないかと思います」と書かれていた(甲C6)。

原告サファリは、2020年1月7日以降の仮放免許可期間中に、再び信頼できる友人宅に住まわせてもらいながら、やはり、再々収容の恐怖に毎日脅え、不眠・食欲減退に苦しんでいた。

難民認定手続の続く2020年1月21日に、原告サファリは、また自らの脚で東京入管に出頭して改めて仮放免許可延長を願うも、収容された。この時も、原告サファリは、指定された日の指定時刻より前に東京出入国在留管理局執行第二部門前のベンチに待機して順番待ちの列に加わり、がたがた震えながらも、職員の呼び出しをおとなしく待ち、そして収容されて行った。今回も、逃亡のおそれは全くない収容であり、収容の必要性は全くなかった。

このときの収容も、難民認定申請中の原告サファリを送還する見通しが全くないまま収容であった(申請番号:東31-503547。今日に到っても同手続の結果は通知されておらず、被告は、法律上、原告サファリの強制送還を執行することはできない)。

なお、2020年1月21日以降、この前から段階的に出ていた既に出ていた自傷行為が激しさを増し、夜中に無意識のうちに腕をかきむしってしまい、朝起きると腕に無残な傷跡が残っていることが幾度もあり、本人は一貫して激しい脅えを見せていた(甲C6)。また、固形物を食べようとしても嘔吐してしまうことが続き、その他も、身体各所が痛み続けた。

原告サファリのこの間の収容も、合理性は全くなく、明白にその必要性もなく、比例原則に明らかに反するものであり、人間を極限まで痛めつける以外の

何の目的もないものであった。

エ 本件恣意的拘禁作業部会意見においても本件入管収容が恣意的拘禁であると判断されていること

恣意的拘禁作業部会は、以下のとおり、合理性、必要性及び比例性の検討が必要であるにもかかわらず、被告がこれらにつき検討しなかったと判断している。

「移住（出入国管理）に伴う収容は、収容の必要性を個別に評価した上での例外的な最終手段でなければならないが、日本の当局は、両氏（注：原告ら）のいずれに対しても評価を行っていない。当局は、国際法の下で義務づけられている収容の代替手段を検討したこともなかった。」（パラ76）、

「移住（出入国管理）手続の過程での収容は、個々のケースにおいて、合理性、必要性および比例性という累積的な要素を満たさなければならない。このことから、移住（出入国管理）の文脈で収容される各人について個別の評価が行われることが必要とされる。今回のケースでは、^{デニス}■■■■■氏も S a f a r i D i m a n氏も、それぞれのケースの特定の状況に照らして、収容が合理的、必要性および比例性を有するかどうかを確認するための個別の評価を受けていない。」（パラ90）と合理性、必要性、比例性の検討が必要であるにもかかわらず、被告がこれらにつき検討しなかったと述べる。

その上で、恣意的拘禁作業部会は、以下のとおり、原告らの収容については、個別の事情を検討した場合、合理性、必要性、比例性を満たさず、恣意的拘禁であると判断している。

「実際、作業部会としては、断続的に解放される期間を挟みつつ、10年以上にわたって6ヶ月から3年もの期間、個人を収容することを正当化する正当な理由があるというのは受け入れがたい。」（パラ79）、「作業部会

は、当局の要請に従順であり、何度も収容された後も最初の要請に応じて当局に出頭した者に対する収容が適切であるとみなされたことに留意している。さらに、両者とも何十年も日本に住んでおり、どちらも逃亡の危険性や社会への危険性がないことは明らかであった。」（パラ 90）としており、原告らの収容については、個別の事情を検討した場合、合理性、必要性、比例性を満たさないとしている。

したがって、前記の本件入管収容が恣意的拘禁に該当するとの原告ら主張は、本件恣意的拘禁作業部会意見からも裏付けられる。

（５）入管法の規定及び原告らに対する入管収容が自由権規約第 9 条第 4 項に違反すること

自由権規約第 9 条第 4 項は、以下のように規定する。

逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する。

しかるに、入管法は、退去強制令書による収容の開始や継続にあたり、その合法性について遅滞なく司法審査の決定を受ける機会が何ら担保されておらず、自由権規約第 9 条第 4 項に違反する。

また、原告らに対する入管収容も、その合法性について遅滞なく司法審査の決定を受ける機会も保障されていなかったから、自由権規約第 9 条第 4 項に違反する。

6 被告は原告らに賠償すべきであること

(1) 自由権規約第9条第5項、同第2条第3項(a)に基づく請求

前記のとおり、自由権規約は、国内立法者等の意思によって国内適用可能性が排除されていない以上、その規定の明確性に鑑みると、国内での直接適用が可能である。

そして、自由権規約第2条第3項(a)は「この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること」と定め、同第9条第5項は、「違法に逮捕され又は抑留された者は、賠償を受ける権利を有する」と明確に定めていることからすれば、同第9条第1項および第4項に反して違法に逮捕又は抑留された者は、国家に対し賠償を受ける権利を有する。

この点、恣意的拘禁作業部会の本件にかかる意見においても、「作業部会は、本件のすべての状況を考慮に入れ、適切な救済措置は、国際法に従って、彼らに補償その他の賠償を受ける法的強制力のある権利を与えることであろうと考える」(パラ102)と決定を述べた上で、「^{デニス}■■■■■氏とS a f a r i D i m a n氏に補償金その他の賠償金が支払われたかどうか」について被告にフォローアップ手順において情報提供をするよう求めているとおりである(パラ107(a))。

(2) 国家賠償法第1条に基づく請求

ア 国家賠償法を条約に適合するように解釈すべきこと

念のため、自由権規約第2条第3項(a)および同第9条第5項が国内において直接適用されない場合に備え、国家賠償法第1条に基づき、原告らは賠償を受ける権利を有することを主張する。

ここで重要なのは、自由権規約第2条第3項(a)および同第9条第5項が

国内において仮に直接適用可能性がないとされた場合であっても、日本が条約を締結するにあたっては、国内法とこれから締結しようとする条約の適合性が必ず諮られているということである。そして、国内法が条約に不足する場合は、立法者が国際法の内容を法令で更に詳細に定めることで国内の実現が図られており（「国内実施」）（甲A30：岩沢・530頁）、それが無い場合は、既存の国内法を国際法に適合するように解釈すべきであるとされる（同）。この原則は、国内法が不明確なときに使われるのが普通だが、国際法に抵触するように見える国内法を国際法に反しないように適用するためにも使われるとされる（同）。

したがって、本件においては、既存の国内法である国家賠償法第1条を、自由権規約に適合するように解釈、適用すべきということになり、自由権規約第9条第1項、第4項に反して恣意的に逮捕又は抑留された者は、国家賠償法によって賠償を受けられるようにしなければならないのである。

イ 国家賠償法第1条の条約適合解釈による当てはめ

国家賠償法第1条は「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる」と定める。

本件においては、国の公権力の行使に当る公務員である入管職員が、原告らに対して、前記のとおり自由権規約第9条第1項及び第4項に反する違法な収容を行ったため、「違法に他人に損害を加えた」場合に該当する（損害については後述）。

そして、同条の「故意又は過失」の要件については、入管職員においては、原告らの収容には、前記のとおり合理性、必要性、比例性がないことを基礎づける前提事実について認識していたのであるから、自由権規約9条1項違反に

ついて故意又は過失が認められる。

また、自由権規約第9条第4項違反についても、法制度上、原告らが収容の合法性について遅滞なく司法審査を受ける機会が担保されていないことについて当然に認識していたのであるから、自由権規約第9条第1項違反について故意又は過失が認められる。

したがって、本件において、国は、公務員である入管職員らが原告らに対し、自由権規約第9条第1項及び第4項に反する違法な収容を行ったことについて、国家賠償法第1条に基づく損害賠償責任を負う。

(3) 賠償額

ア 基本的な考え方

収容による身体の自由の剥奪は、それ自体が日々刻々と人間の尊厳を傷つけ、精神的苦痛を与えると共に、経済活動以外のあらゆる人間的な日常生活を奪うものであり、その期間に応じた精神的損害に対する賠償を要するものである。特に、入管収容という期限のない収容は、被収容者に対して終わりの見えない恐怖を与え、絶望感、無力感、自身の存在を無価値と感じるなど、その苦痛は喩えようもない。

さらに、原告らはそれぞれ、収容による過度のストレスにより、精神を病み、自傷、自殺未遂に及んだ他、ストレスに起因する身体症状による苦痛も受けた。

以下、個別に論じる。

イ 原告デニズについて

原告デニズは、前記第2、3(1)のとおり、総合計1384日もの間収容された(1175日、71日、138日の合計)。

この違法な収容による精神的ストレスにより、2016年5月15日から2

019年8月2日の間、原告デニズは複数回の自殺未遂を図ったほか、右肘周辺、首、右足親指の爪付近の腫れ・痛み、左手の親指の爪の異常、膝裏の痛み・腫れといった苦痛に耐えなければならなかった。そして、原告デニズに対して3年以上もの超長期間の収容をした上、2019年8月2日、入管は「2週間仮放免」という見せしめともいえるような仮放免を行い、原告デニズは2019年8月16日の仮放免の最終日に入管に出頭した際、再び無意味に収容をされるに至った。当時、原告デニズは、「抑うつ状態を呈しており、抑うつ気分、不眠、食欲低下、強い不安感などが顕在化している状態」という医師の診断を受けていたにもかかわらず収容されたのである。さらに2019年10月25日には、また屈辱的な「2週間仮放免」が繰り返された。仮放免中、原告デニズは「拘禁反応、外傷後ストレス障害、不安、抑うつ、感情のコントロール不能、衝動性、自殺念慮、幻聴、幻視、悪夢等がみられしばらくの間治療が必要」という医師の診断がなされた。原告デニズは、再び収容されるという恐怖の中、仮放免の最終日である2019年11月7日に入管に赴き、無抵抗のまま収容された。そして同日から2020年3月23日まで138日もの間、収容がなされたのである。原告デニズは、本件入管収容から1年以上経過してもなお、自殺未遂を発端に、不眠症及び抑うつ状態の治療のために入院せざるを得ない状況におかれたが、これは明らかに長期間の違法かつ不当な本件入管収容を契機とするものと考えざるを得ない。

かかる人生を弄ぶかのような収容によって原告デニズに与えた精神的苦痛は甚大であり、これを慰謝するには1384万円をもって下らない。

ウ 原告サファリについて

原告サファリは、前記第2、3(2)のとおり、2016年6月以降、総合計1357日もの間収容された(1149日、65日、69日、74日の合計)。

原告サファリは、2016年6月以降の違法な長期収容によって心身に著しい不調を来し、2019年6月からは絶食をするに至った。これにより、体重は86キロから約20キロ減少した。3年を超える超長期間の収容がなされた後、2019年7月31日、原告サファリに対しても「2週間仮放免」が許可された。原告サファリは、仮放免中、「逆流性食道炎／十二指腸潰瘍の疑い／鉄欠乏性貧血／不眠症／不安神経症の疑い／心身症の疑い」と診断され、さらに「抑うつ状態」という診断も受けたが、2019年8月14日の仮放免の最終日に入管に出頭したところ、何ら具体的な説明を受けることもなく、仮放免許可延長を願い出ていたにもかかわらず、再収容がなされた。原告サファリは、絶望と苦痛により、再び絶食をするに至った。2019年10月17日、原告サファリに対して再び「2週間仮放免」が許可された。原告サファリは、その間通院した医師において、「繰り返す収容によるストレスが症状の蔓延に影響している可能性が高い」と指摘され、「心因反応、逆流性腸炎／胃炎／十二指腸潰瘍疑、甲状腺機能亢進症疑、慢性副鼻腔炎、頸椎症疑」「うつ病」と診断された。ところが、2019年10月31日の仮放免の最終日に抵抗することなく自主的に出頭したところ、仮放免許可の延長を願い出ていたにもかかわらず、そのまま収容がなされた。この「2週間仮放免」は、原告サファリに対しては、こともあろうに3度も繰り返され、2020年1月7日から同月21日まで3回目の「2週間仮放免」が認められると、最終日にはまた収容がされ、2020年4月3日に仮放免がなされるまで収容が継続した。かかる仮放免と収容の繰り返しに意味や理由を見出すことは全くできず、原告に対して精神的苦痛と屈辱の反復を与えるという目的で行われたとしか考えられない。

これらの収容によって原告サファリに与えた精神的苦痛は甚大であり、これを慰謝するには1357万円をもって下らない。

エ 弁護士費用

原告らは、本件訴訟を提起し訴訟遂行するためには専門家に依頼する必要があったのであるから、そのための弁護士費用も損害として認められるべきである。被告は、弁護士費用として、少なくとも前記金合計2741万円の1割相当の274万1000円（原告デニズに関し138万4000円、原告サファリに関し135万7000円）を負担すべきである。

7 結語

よって、自由権規約第2条第3項（a）及び第9条第5項又は国家賠償法第1条に基づき、原告デニズは、被告に対し、1522万円4000円及び、うち1292万5000円に対する原告デニズ収容①の最終日である2019年8月2日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金、うち78万1000円に対する原告デニズ収容②の最終日である2019年10月25日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金、うち151万8000円に対する原告デニズ収容③の最終日である2020年3月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を求め、原告サファリは、被告に対し、1492万7000円及び、うち1263万9000円に対する原告サファリ収容①の最終日である2019年7月31日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金、うち71万5000円に対する原告サファリ収容②の最終日である2019年10月17日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金、うち75万9000円に対する原告サファリ収容③の最終日である2020年1月7日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金、うち81万4000円に対する原告サファリ収容④の最終日である2020年4月3日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

以上

証拠方法

証拠説明書のとおり

附属書類

- 1 訴訟委任状 2通
- 2 甲号証写し 各2通
- 3 証拠説明書 2通

※当事者目録について省略しました

※32頁「甲A25」の誤記を「甲A35」に訂正済み